



最大2万ポイント(2万円分)もらえる「マイナポイント第2弾」

お申込み・ポイント獲得にはマイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録が必要です。

※マイナポイントの対象となるカード申請期限が、12月末までに延長されました。

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①マイナンバーカード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大 5,000円相当	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年12月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	7,500円相当	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。	7,500円相当		

▶公金受取口座登録及びマイナポイントのお申込みはスマートフォンから行えます
※マイナンバーカードが必要です。



公金受取口座登録



マイナポイント

▶マイナンバーカードをまだお持ちでない方

○潮来市役所 市民課で申請できます

- ① 本人確認書類を持参（運転免許証、健康保険証等）
 - ② 無料で顔写真を撮影
- 通常の開庁時間の他に、下記の時間でも申請可（予約制）
- ・毎週水曜日 午後5時30分～7時
 - ・毎月第2・4日曜日 午前9時～正午

○申請書を郵送しています

まだマイナンバーカードを申請されていない方には、「QRコード付マイナンバーカード交付申請書」を郵送しております。そちらを使ってスマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵送のいずれかの方法で簡単に申請することができます。
(詳細は「そろそろ、あなたもマイナンバーカード」で検索)

【お問合せ】(マイナンバー総合フリーダイヤル) ☎0120-95-0178 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
マイナンバーカード：1番 マイナポイント：5番 公金受取口座登録制度：6番
企画調整課 ☎63-1111 内線213

マイナンバーカード専用

「かんたん窓口」をご利用ください

マイナンバーカードを利用して、下記の各種証明書の交付申請を行えます。書類の記入や本人確認書類不要で待ち時間も短縮できますので、ぜひご利用ください。

■利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード（紙製の通知カードは使用不可）
※利用者用電子証明書が搭載されているもの。
- ・4桁の暗証番号

■利用できる場所・日時

- ・潮来市役所 本庁舎1階 市民課（1番窓口）
- ・平日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2・第4日曜日 午前8時30～正午 ※開庁日のみ

■取得できる証明書（各200円）

- ・住民票の写し ※本人及び同一世帯員のものに限る。※住民票コードは記載できません。
- ・印鑑登録証明書 ※登録者本人のものに限る。
- ・課税所得証明書 ※登録者本人のもので、現年度のものに限る。※非課税証明書は取れません。



市役所正面入り口から右斜め1番窓口に設置しています。

【お問合せ】 市民課 市民グループ ☎63-1111 内線115